

第7次（新）本別町総合計画

【素案】

令和2年9月7日推進委員会

【はじめに】

1. 計画策定の趣旨

本町では、平成 23 年度から令和 2 年度までの 10 年間の計画期間とする第 6 次本別町総合計画を平成 22 年度に策定し、「ともに学び 支え合い 活力のあるまちづくり」を将来像としてまちづくりを進めてきました。

平成 23 年 8 月地方自治法改正により市町村の基本構想策定を義務付けする規定は廃止されましたが、自治体が担う事務の高度化、多様化する町民ニーズへの対応、激変する社会情勢等に対応したまちづくりを進めていくために総合計画を本別町の最上位計画として策定し、中長期的な視点で町が進むべき方向性を示す必要があります。また、人口減少、ひっ迫する財政状況などから総花的な計画ではなく、町の現状や課題を町民のみなさんと共有し、行財政改革や町民参加による行政を推進していくことを目的とするため第 7 次本別町総合計画を策定します。

なお、本計画の策定にあたりましては中学生、高校生、町民アンケート調査並びに地域づくりセミナー、総合計画策定審議会、行政改革推進委員会等のご意見を参考とさせていただいています。

2. 計画の構成と期間

第 7 次本別町総合計画は「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成します。

(1) 基本構想

10 年後のまちの将来像と、それを実現するための基本目標を示したものです。計画期間は令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間です。

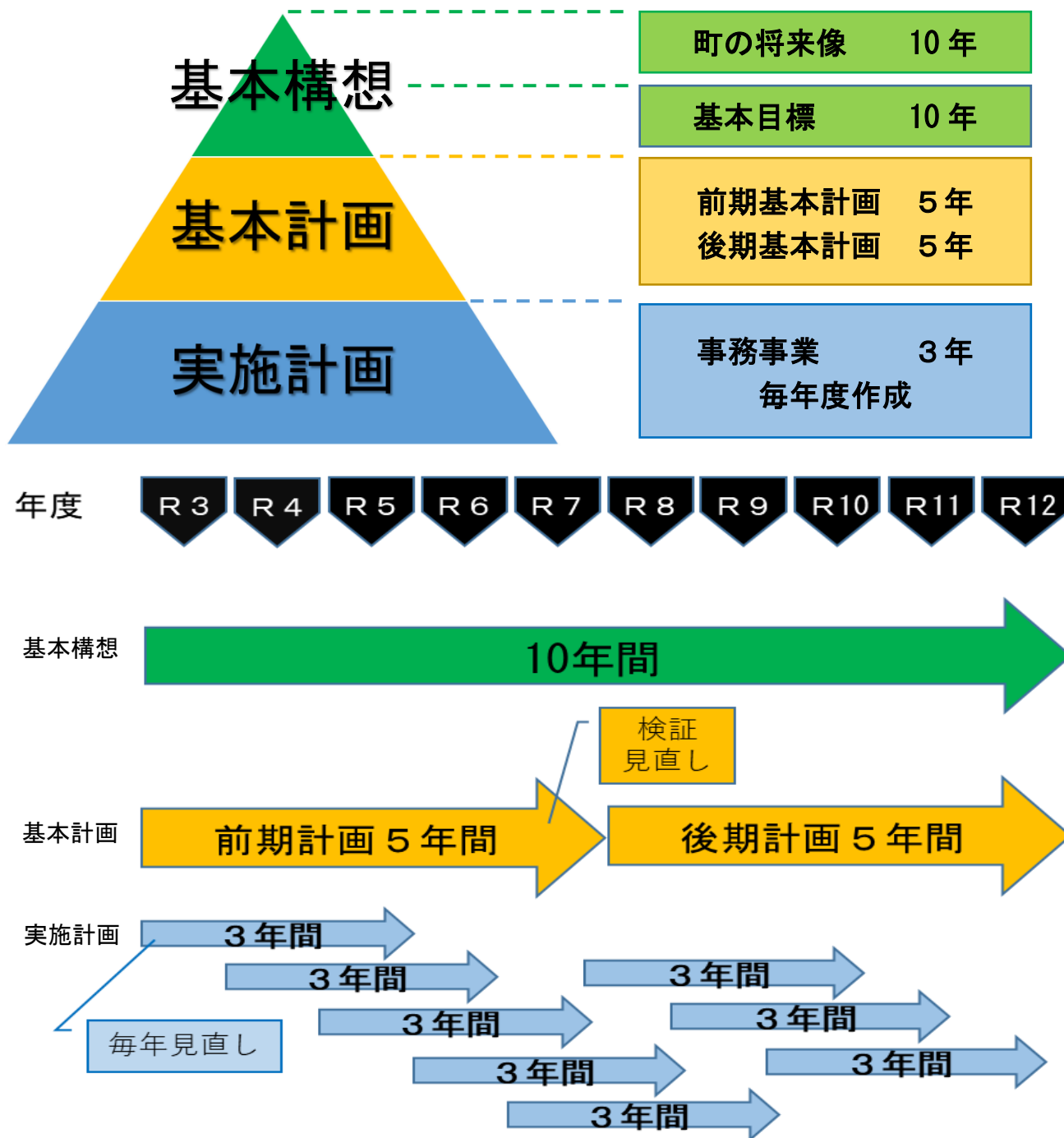
(2) 基本計画

基本構想に示した将来像と基本目標に基づき、施策毎に 10 年後の姿像、重点的な取り組み、数値目標を定めたものです。令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間の前期基本計画、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間の後期基本計画として、令和 7 年度に前期基本計画の検証から見直しを行い、後期基本計画を作成します。

(3) 実施計画

基本計画に定めた施策実現のため、事業の目的、事業費、事業内容、進捗状況を定めたもので、事業の進捗状況や緊急性、財政状況、国・北海道などの施策の

動向等を勘案しながら、毎年、向う3年間を期間とする事業の実施計画を作成し、予算編成並びに自治体経営の指標とします。



3. 計画の進捗管理

この計画の進捗管理にあたっては実施計画に示す事務事業評価の数値目標等により事業の成果を確認するとともに、基本計画の数値目標の進捗状況について評価、検証します。なお、これらの進捗評価結果については、毎年、町民のみなさんにホームページで公表するほか、主な内容を広報紙に記載します。

4. 私たちをとりまく状況（時代の潮流）

（1）人口減少・少子高齢化の進行

我が国の人口は「総務省発表2020（令和2）年1月1日時点の住民基本台帳に基づく人口動態調査」によると、前年度に比べて50万5,046人減（0.40%減）の1億2,427万1,318人と11年連続して減少し、1968年の調査以来、減少数、減少率ともに最大となりました。

出生者数は、過去最少の86万6,908人で、4年連続して100万人を下回っています。働き手となる15～64歳の割合は59.29%と3年連続6割以下となり、65歳以上は28.41%と過去最大になりました。

また、課題となっている東京圏（埼玉、千葉、東京、神奈川）に過度に人口が集中する状況は依然として続き、対前年比6万7,301人増の3,559万1,182人で全国人口の28.64%を占めています。

一方、人口減少・少子高齢化に伴う労働力の確保や国際化の進展、インバウンド需要の獲得のために外国人労働者が増え、日本に住民登録している外国人は前年比19万9,516人増（7.48%増）の286万6,715人と6年連続で増加しています。

本町の人口は、7,000人を割り込み、死亡者数が出生数を上回る自然減、転出が転入を上回る社会減が続いています。現在の人口構成から今後、人口減少や高齢化率の上昇が当面、続いていくことが予想されることから、長期的な視点に立って、人口減少に対応していくことが必要となっています。

（2）地球規模化（グローバル化）と高度情報社会の進展

これまでも交通、物流、通信など技術開発の進化に伴い国際的な交流は行われてきましたが、インターネット等の情報通信技術開発により地球規模でのコミュニケーションが急速に発展し、個人においても文化、経済、交流活動等が国や地域の境界を越えて行われるようになっていきます。

このことにより環境問題など地球規模で単一の取り組みが図られるほか、新しい技術を活用して新たな利益を創出するなどの利点もありますが、TPP11協定や日EU・EPA、日米貿易協定など貿易の自由化により、これまで国内農業を守ってきた関税の多くが撤廃・削減され、輸入増大と価格低下によって農業に大きな影響を与えるおそれがあります。

また、Society5.0「ソサエティ5.0」（超スマート社会）の到来をはじめ、今後も予想できないような新たな技術の進展が期待されます。IoT「アイ・オー・

ティー」(モノのインターネット)により、あらゆる「モノ」に通信機能を搭載して「ヒト」に伝えることで、必要なサービス・情報が得られ、さらにそれらから収集・蓄積された情報をAI(人工知能)で分析したデータが新たな情報として活用されるなど高度情報化社会が進んでいます。そして、5G(第5世代移動通信システム)により、「超高速化」「高解像度等の大容量通信」「超多数同時接続」「超低遅延」が可能になり、車の自動運転や遠隔治療、建機の遠隔操作など、これらの技術革新により工場の生産ラインや、自動車等の自動運転など人員不足、遠方、年齢等に起因する困難課題を解決できる可能性があります。— これらの技術革新により働き方や日常生活、教育への活用などにも大きな影響をもたらすと考えられています。AIにより多くの事務従事労働者は減少する一方、これまでにない新たな業種が誕生するなど、関連する雇用が生じると仮定されます。が、本町のように人口減少が進む地域では採算性の観点から5Gなどの施設整備がされない可能性もあります。

(3) ライフコース(人生としてたどる道筋)や価値観の変化・多様化

近年、少子・高齢化、グローバル化、高度情報化の進展や、地球環境問題といった社会情勢の変化により、価値観の変化は加速しています。

右肩上がりの経済成長時においては、豊かさの概念が画一化されていましたが、現在は「物の豊かさ」から「心の豊かさ」を尊重するように価値観が変化しています。これは、以前のような年齢を基準とする標準的なライフコースではなく、結婚、子育てなどをはじめとする個々の人生軌道の多様化が、必然的に価値観の変化につながっていると考えます。このことは、これまで定年退職した後に安定した老後生活をおくっていた高齢者にとっても、次なるライフステージにおいて活動する意欲のある高齢者(アクティブシニア)として活躍することが求められる社会変化にもつながっています。また、将来の働き方としては1つの職場や雇用形態に関わらず、収入を得ることの他に社会的貢献を目的にするなど複線的な働き方をする複業が主流になっていくことも予想されます。

今後、移住者や多様な関わりを持つ関係人口を活かして、豊かな自然環境の下で生活や働く場として本町の価値を見出す人や企業が増えて行く可能性もあり、また、外国人住民が増加していくことも想定されることから、誰もが暮らしやすい地域共生社会づくりが重要となっています。

(4) SDGs「エスディージーズ」(持続可能な社会の実現)の推進

SDGs (Sustainable Development Goals : エスディージーズ)とは、経済・社会・環境など幅広い分野において持続可能な社会を世界レベルで実現するために、2015年9月に国連で合意された世界共通の目標で、2030年までに解決すべき17「ゴール」を目標に掲げ、それを達成するための169の「ターゲット」(達成目標)を設定しています。

現在、世界には異常気象、エネルギー、災害、貧困等まだまだ多くの問題が存在します。SDGsがめざすのは、様々な人が共生しながら、一人ひとりが輝いて生きていける平和で公正で包摂的(インクルーシブ)な社会で、誰一人取り残さない(Leave no one behind)が究極目標として掲げられています。

本町の総合計画にSDGsの要素を取り入れ、持続可能なまちづくりを推進することで、住民の生活の質(QOL: Quality of life)が向上することをめざします。QOLが高い地域は魅力的なまちの象徴であり、結果として定住移住促進につながっていきます。また、SDGsという世界共通の目標に取り組むことで、様々な国や、地方自治体と自分たちの地域を共通の尺度で比較することができます。その結果として本町が持つ強みや弱みを把握できることから、長所を伸ばし、短所を克服していく事で、より魅力的なまちづくりが促進されます。そして、SDGsを踏まえた施策の実現に向けて、官民を問わず関係各所の連携を踏まえた推進がなされることで、単一の効果ではなく複数の効果を生み出すことができると思います。そして、役場組織においても縦割りでない、町民のみなさんを基本とする横の連携を図っていく体制づくりを進めていきます。

(5) 自治体経営と持続可能な地域社会の実現

自治体経営とは、次世代住民の選択肢を奪うことなく、現在住民の要求・需要に対応するため、限られた資源を有効に活用し地域の持続性を確保し続けることです。

地方交付税は年々減少し、加えて人口減少と少子高齢化の進行により町税の大幅な増加は望めないため、行政がこれまでのように、あらゆる公共的サービスを提供することには限界があり、これまで以上に「選択と集中」を進め、最適な財政運営により自治体経営力を高め、持続可能なまちづくりを進めて行く必要があります。

道路・河川、上下水道、公園、公共施設、公営住宅等に係る、維持管理費等

のインフラ整備については、更新費用が2040年代にそれぞれピークを迎え、長寿命化や更新時期・費用の平準化、集約・統合化を進めなければなりません。

今後も、住民ニーズや行政に求められる役割を的確に捉えつつ、財政状況を見極めながら、効果的・効率的で持続可能な自治体経営を進めていくことが必要となっています。

(6) 新型コロナウイルス感染症による影響

新型コロナウイルス感染症の世界への蔓延は、人々に公衆衛生上の脅威を与えるだけでなく、人の移動と接触を制限することによる経済的な打撃をも与えています。国と国、人と人との分断をもたらし、感染拡大を防止するための渡航制限や外出制限、人との接遇における距離の制約といった物理的な分断のみならず、心理的な分断も生じています。このことはインバウンドの獲得や飲食店等のサービス業をはじめとした接客を伴う事業にも大きな影を残しています。

学校が休業になったり、テレワークなどの在宅勤務を強いられたりと、外出自粛による地域経済の縮小、税収の減少や社会保障費の増加、地域コミュニティの活力低下など様々な影響が出ており、将来を見通せない状況になっています。

このコロナ禍と言われる世界的な緊急事態は、世界の歴史として記録を残す規模であり、今後の私たちが進むべき道筋や社会のありようを大きく変える可能性があります。

【基本構想】

1. 本別町の将来像

心を合わせて みんなの笑顔を 未来につなぐ

次代を担う世代に引き継ぐ姿勢

「わたくしたちは、十勝の原始林をひらき、戦禍の焦土から立ち上がった、強くたくましい開拓精神を受けつぐ本別町民として、誇りと責任をもち、こころと力を合わせ、未来へ前進することを誓います。」昭和42年11月に制定された本別町民憲章の前章です。

これまで本別町総合計画はこの町民憲章を継承して作成されてきています。しかし、人口減少、きびしい財政状況、地球規模での環境保全など社会の変化に対応していく必要があることから、これまでの姿勢にあらたな対応策を加えてまちづくりを進めていきます。

よって、「健全な財政運営のもと、安心・安全な暮らしを維持するために住民福祉の質と良好な生活機能を堅持するとともに、地球環境に配慮した取り組みを通じて、将来の世代が永続して営みを継続できる社会が形成されています。」を10年後の将来像としてまちづくりを進めます。

2. 将来像を実現するための基本目標

(1) 安定した産業から元氣ないきいきわくわく笑顔をつくり出すまち

基幹産業である農業を中心に商工業が発展するよう、農地の基盤整備をはじめとする農畜産物の安定供給を図り、地産地消を高める取り組みや、6次産業化を進めていきます。

(2) ひとが優しく、人と人のつながりで、健やかいきいき笑顔で暮らすまち

住み慣れた地域において、安心して暮らし続けていくため、健康・医療・福祉・子育て支援の体制を維持するとともに、自治会などの支え合い活動から、充実した日常生活をおくることができる社会の形成を推進していきます。

(3) 豊かな心と、きらきら笑顔を育むまち

子どもたちが学力を向上させるための環境を整えるとともに、急速に変化する社会情勢の中で思考力、判断力などを身に着け、社会との関わりを通じて次代の社会を創る意識の醸成を図ります。また、生涯にわたる学びを推進し、心の豊かさや生きがいといった自己実現と学びを地域社会の活性化に生かしていくことをめざします。

(4) 安全で快適な生活、にこにこ笑顔で暮らすまち

自然災害による被害を最小に抑える体制の強化と、交通事故や犯罪のない安心・安全な社会づくりを進めます。

憩いと安らぎを演出する緑ゆたかな自然環境を保全するとともに、省エネルギーや資源循環の取り組みを進め、地球温暖化防止対策を推進します。

また、道路・河川、上下水道、公園、公共施設、公営住宅等に係るインフラ整備について利便性の維持・向上を図るため計画的に管理を行ないます。

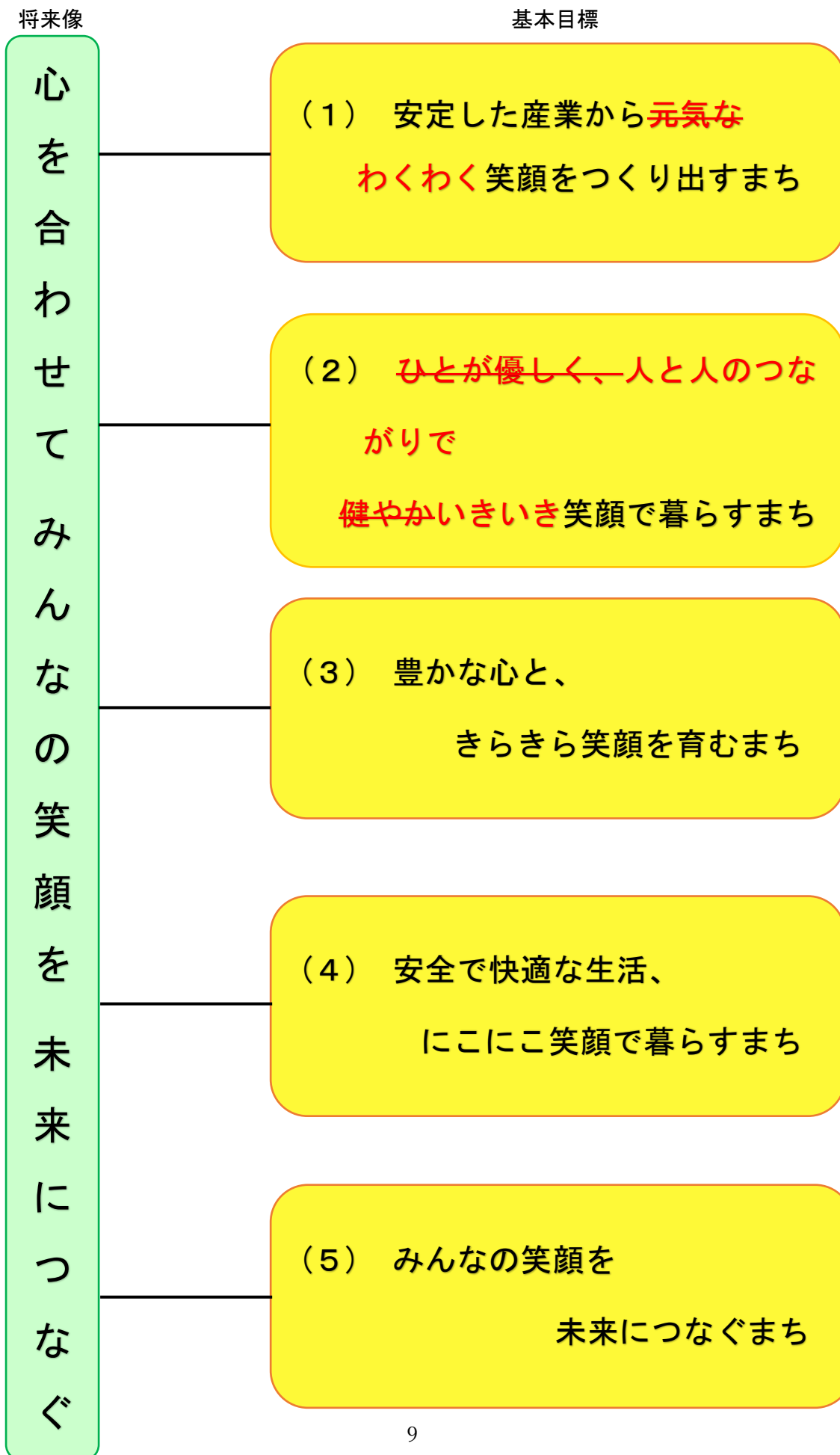
(5) みんなの笑顔を未来につなぐまち

事務事業の見直しや官民連携、ICT（情報通信技術）の活用などにより、効果的・効率的な自治体経営を進めます。また、町広報紙やホームページ等により行政情報の発信を行なうとともに、町民みなさんからのご意見等をまちづくりに反映する取り組みや、ともにまちづくりを進めていく活動を強めていきます。

人口減少に対する考え方

今後の財政見通し

基本構想と基本計画の体系図



施 策

① 農林業の振興

② 商工業の振興

③ 観光の振興

④ 子育て支援の充実

⑤ 健康づくりの推進

⑥ 地域福祉の推進

⑦ 高齢者福祉の充実

⑧ 障がい者福祉の充実

⑨ 医療体制の維持

⑩ 学校教育の充実

⑪ 社会教育活動の推進

⑫ スポーツ活動の推進

⑬ 防災対策の推進

⑭ 消防・救急体制の充実

⑮ 防犯・交通安全対策の推進

⑯ 循環型社会の推進

⑰ 生活環境・衛生の充実

⑱ 上下水道環境の充実

⑲ 道路整備・交通網の充実

⑳ 住宅環境の充実

㉑ 行財政改革の推進

㉒ 開かれた町政の推進